

トレジャーネット取引取扱規程 新旧対照表

新	旧
第 4 条 口座番号及びログイン仮パスワードの発行、パスワードの指定・登録 (1) ～ (2) 省略 (3) お客様が、トレジャーネットにおいて、当社所定の手続等を行う時（トレジャーネットのウェブサイトへのログイン時、出金依頼時等）には、前項の口座番号及びパスワードによる本人認証に加え、当社が定める追加の認証方法（<u>お客様端末において生体情報等を用いたパスキーで認証する方法と、当社からお客様の登録メールアドレスに送信する認証コードを用いる方法</u>を含みます、以下総称して「多要素認証」といいます。）による本人認証を行います。但し、お客様が自己責任において多要素認証の設定解除を行った場合は、口座番号及びパスワードで本人認証を行います。 (4) ～ (6) 省略	第 4 条 口座番号及びログイン仮パスワードの発行、パスワードの指定・登録 (1) ～ (2) 省略 (3) お客様が、トレジャーネットにおいて、当社所定の手続等を行う時（トレジャーネットのウェブサイトへのログイン時、出金依頼時等）には、前項の口座番号及びパスワードによる本人認証に加え、当社が定める追加の認証方法（当社からお客様の登録メールアドレスに送信する認証コードを用いる方法を含みます、以下総称して「多要素認証」といいます。）による本人認証を行います。但し、お客様が自己責任において多要素認証の設定解除を行った場合は、口座番号及びパスワードで本人認証を行います。 (4) ～ (6) 省略
附 則 (1) この規程は、平成 17 年 7 月 25 日より実施する。 (2) この規程は、平成 17 年 12 月 26 日より一部改訂、実施する。 (3) この規程は、平成 19 年 10 月 1 日より一部改訂、実施する。 (4) この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より一部改訂、実施する。 (5) この規定は令和 7 年 9 月 1 日より一部改訂、実施する。 <u>(6) この規定は令和 8 年 9 月 20 日より一部改訂、実施する。</u>	附 則 (1) この規程は、平成 17 年 7 月 25 日より実施する。 (2) この規程は、平成 17 年 12 月 26 日より一部改訂、実施する。 (3) この規程は、平成 19 年 10 月 1 日より一部改訂、実施する。 (4) この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より一部改訂、実施する。 (5) この規定は令和 7 年 9 月 1 日より一部改訂、実施する。